(IX) 乳業再編地区事業

第1 趣旨

要綱別表1のVIの1の乳業再編等地区推進事業(以下「地区推進事業」という。)及び要綱別表1のVIの2の乳業再編地区整備事業(以下「整備事業」という。)の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

この事業における乳業工場とは、牛乳乳製品(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条に規定する牛乳、加工乳、乳製品(アイスクリーム類及び調製粉乳を除く。)をいう。以下同じ。)及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場とする。

第2 事業実施主体

- 1 地区推進事業
- (1)地区推進事業に係る要綱第2の1の(6)及び要綱別表1のVIの1の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める乳業再編等協議会(以下「再編等協議会」という。)が満たすべき要件は次に掲げるとおりとする。
 - ア 都道県、農業関係機関等、生産者団体及び本事業における取組に参加する乳業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により再編等協議会を構成する こと。

このうち、都道府県及び要綱別表1のVIの2の乳業再編地区整備事業(以下「整備事業」という。)を実施する場合にあっては整備を行おうとする乳業者等を必須の構成員とする。

なお、再編等協議会の範囲が複数の都道府県にまたがる場合には、これら全ての都道府県が構成員となること。

- イ 地区推進事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、再編等協議会の代表者 及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、 公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした再編等協議会 の運営等に係る規約(以下「再編等協議会規約」という。)が定められているこ と。
- ウ 再編等協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続 に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整 備されていること。
- (2) 再編等協議会は、必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

2 整備事業

(1)整備事業に係る要綱別表1のVIの2の事業実施主体の欄の生産局長が別に定める その他の乳業者(以下「間接補助事業者」という。)が満たすべき要件は次に掲げ るとおりとし、間接補助事業者が整備事業を実施する場合にあっては、1の再編等 協議会として事業を実施するものとする。

- ア 複数の乳業者が合併した場合における、当該合併後の法人(契約の締結等により合併が確実であると認められる合併前の乳業者を含む。以下同じ。以下「合併 後法人」という。)
- イ 複数の乳業者が出資し、法人又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年 法律第185号)の規定に基づき設立される団体を設立した場合における、当該設立 後の法人若しくは団体又はこれらに出資した乳業者
- ウ 複数の乳業者が乳業工場の再編と併せた生乳の処理又は加工の受委託に関する 契約又は営業譲渡契約を締結し、乳業工場の新設・廃棄等を行う場合における、 当該契約を締結した乳業者
- エ 学校給食用牛乳の供給を行っている乳業者であって、直近の年間生乳処理量に 占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上である者

第3 事業の実施期間

要綱第3の1の生産局長が別に定める事業期間については、原則として乳業再編地区推進事業の事業実施計画の承認を受けた年度の1年間とする。

第4 事業の成果目標

要綱第4の生産局長が別に定める事業の成果目標については、次に掲げるとおりとする。

- (1)要綱第4の1の生産局長が別に定める事業の成果目標については、本事業を実施する地区における生乳の処理又は流通の合理化に必要な方策並びに再編後における生乳の処理又は流通の目標数量を指標として設定するものとする。
- (2)要綱第4の2の生産局長が別に定める成果目標の目標年度は、平成27年度とする。

第5 事業実施計画

事業実施計画の作成等に係る要綱第5の1の(1)及び(3)の生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画の作成
 - 要綱第5の1の(1)に基づき作成する事業計画については、次に掲げるとおりとする。
- (1)地区推進事業の事業実施計画(以下「地区推進事業計画」という。)については、 別記様式第1-1号により再編等協議会が作成するものとする。
- (2)整備事業を実施する場合に作成する整備事業の事業実施計画(以下「整備事業計画」という。)については、当該事業の事業実施主体が別記様式第1-2号により作成するものとする。
- (3) 間接補助事業者が整備事業を実施する場合にあっては、あらかじめ当該事業の趣旨、内容、補助条件、事業実施計画の承認手続、施設等の管理運営(運営状況の報告を含む。)、補助金交付の手続、消費税及び地方消費税の取扱等を定めた実施要領を事業実施主体が作成し、整備事業計画と併せて地方農政局長の承認を受けるものとする。

- 2 1の事業計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。
- (1)地区推進事業を行おうとする地域が所在する都道府県において作成された酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)(以下「酪振法」という)第二条の三に基づく酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(以下「酪肉近計画」という)等との整合が図られていること。
- (2)地域における生乳の集送乳の効率化に係る地区推進事業を行おうとする場合には、事業実施計画に定める内容が「集送乳の合理化の推進について」(平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知)に基づき加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)第6条に基づき指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定団体」という)が策定した「集送乳の合理化に係る推進計画(以下「推進計画」という。)」に即しているものであること。
- 3 地区推進事業計画、整備事業計画の重要な変更については次に掲げるものとし、そ の変更に当たっては、要綱第5の1に準じて行うものとする。
- (1) 地区推進事業計画
 - ア 要綱別表1のVIの1の事業内容の欄の1から4までの取組のいずれかの中止 イ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更
- (2) 事業実施計画の変更
 - ア 別紙2の事業の種類の欄の1の(1)の補助対象経費の欄の1、2及び(2) の1から3の事業費相互間の30%を超える流用
 - イ 別紙2の事業の種類の欄の2の(1)の補助対象経費の欄の1、2及び3の事業費相互間の30%を超える流用
 - ウ 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
 - エ 乳業工場の施設等、大型貯乳施設等又は需給調整拠点施設等の設置場所(同一 事業所内を除く。)の変更
 - オ 事業の中止又は廃止
 - カ 事業実施主体の変更
 - キ その他地方農政局長が必要と認める場合

第6 事業の承認及び着手

- 1 地方農政局長の承認
- (1) 地方農政局長は、次の要件を全て満たす場合に限り、要綱第5の1の地区推進事業計画の承認を行うものとする。
 - ア 要綱別表1のVIの補助要件の欄に掲げる要件を全て満たしていること。
 - イ 地区推進事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。
- (2) 地方農政局長は、(1) により地区推進事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける再編等協議会に対し、別記様式2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。
- (3)地方農政局長は、(1)により整備事業計画の承認を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、必要に応じて関係都道府県知事と調整を行うものと

する。

ア 効率的乳業施設整備

- (ア)事業実施計画が、酪肉都道府県計画等に照らし適当と認められるものであること。
- (イ) 廃業の実施により、生乳流通に不合理が生じないよう十分な配慮がなされること。

イ 集送乳合理化等推進整備

- (ア) 事業実施計画が、酪肉都道府県計画等に照らし適当と認められるものであること。
- (イ) 事業実施計画が、推進計画に照らし適当と認められるものであること。
- (ウ) 事業実施計画に定める内容について、全国の区域をその地区とする農業協 同組合連合会等との協議が整っていること。
- (4) 地方農政局長は、(1) により整備事業計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、別記様式3号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の事業実施主体に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

2 事業の着手

(1)事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

また、事業実施主体は、事業に着工するときは、速やかにその旨を別記様式第6号の入札結果報告・着工届により都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して地方農政局長に届け出るものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを 得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、再編等協議会は、 あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決 定前着手届を地区推進事業の場合にあっては、別記様式第4号により、整備事業の 場合にあっては、別記様式第5号により、都府県にあっては地域センターを、北海 道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、再編等協議会は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、再編等協議会は、交付決定までのあらゆる損失等は 自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、再編等協議会は、交付決定前に着手した場合には、交付要綱第7の規定による申請書(以下「交付申請書」という。)の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) のただし書による着手については、事前にその理由等を 十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な 指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく事業実施主体による事業の自己評価及びその報告は、事業実 施年度の翌年度において、成果報告書を別記様式第7号により作成し、事業実施年度 の翌年度7月末までに行うものとする。
- 2 生産局長は、事業実施主体から1の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

なお、評価に当たっては、関係部局で構成する検討会を開催し、報告を受けた自己 評価の内容を確認し、必要に応じて協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまと めるものとする。

- 3 要綱第7の5の評価結果の報告及び公表は、検討会の開催後速やかに行うするものとする。なお、公表は、別記様式第9号により行うものとする。
- 4 目標年度において、以下のいずれかに該当する場合、地方農政局長は要綱第7の3 に基づき当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するものとする。
- (1) 成果目標が達成されていないと判断される場合
- (2)整備事業により整備した施設等の処理数量、処理経費が計画に対し80%未満の状況が3年間継続している場合)
- 5 地方農政局長は、要綱第7の3に基づき指導を行った場合は、指導を行った乳業再編等協議会に、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を、別記様式第10号により提出させるものとする。
- 6 要綱第7の6に基づく報告は、指導内容と併せて改善計画の写しについても報告を 行うものとする。

第8 事業の内容

- 1 要綱別表1のVIの1の事業内容は次のとおりとする。
- (1) 取組の事業内容

再編等協議会は、地域における乳業再編整備又は集送乳の効率化に向けた取組を 着実に推進するものとする。

ア 本事業の推進に当たり検討すべき項目

- (ア) 地域における牛乳、乳製品の生産及び流通の状況等
- (イ) 地域における乳業工場や集送乳施設の状況等
- (ウ) 乳業工場の処理能力、貯乳施設の貯乳能力等及び配置等の今後のあり方等
- (エ) 本事業による乳業再編等の実施の推進方法
- (オ) 事業実施計画の妥当性
- (カ) その他乳業再編等に必要な事項
- イ 乳業の再編整備の実施に関する取組

地域内における乳業関係者間の連携体制の構築、乳業再編の実現のための実効性の高い計画の策定等、乳業の再編整備実施の推進を図るための次に掲げる取組を行うものとする。

(ア) 地域乳業の合理化方針の策定

地域における乳業の再編の方向性等を定めた乳業再編地域ビジョン等の策定等を行うために、再編等協議会による検討会、優良事例等の調査の取組。

(イ) 地域乳業の再編合理化の推進

- (ア)で策定する乳業再編地域ビジョン等及び酪振法第2条の3第3項の協議が整った都道府県計画に即した別記様式第7号による乳業再編実行計画の作成。
- (ウ) 効率的乳業施設整備の実施により、廃業する工場の従業員の合理化を図る取組。
- ウ 生乳の集送乳の効率化に関する取組

地域内における生乳生産者団体等の連携体制の構築、生乳流通の効率化の実現 に必要な実効性の高い計画の策定等、生乳の集送乳及び需給調整施設整備の推進 を図るための次に掲げる取組。

- (ア) 地域における生乳流通、需給調整機能の強化に関する方向性等を定めた地域 集送乳再生プランの策定等を行うために、再編等協議会による検討会、集送乳 経路・関連団体等の実態調査の取組。
- (イ)地域集送乳再生プランの実効性を高めるために必要な広域指定団体、全国連等との調整等の取組。

(2) 補助対象

補助対象経費については、別紙1のとおりとする。

- 2 要綱別表1のVIの2の事業内容は次のとおりとする。
- (1) 効率的乳業施設整備

この事業は、乳業の再編合理化を促進するため、事業実施主体が1の(1)のイの(イ)の乳業再編実行計画に即した次に掲げる乳業工場の再編整備に要する経費の一部を補助する事業とする。

- ア 施設等の新設又は増設(設備の移設を含む。以下「新設等」という。)をする 事業及び乳業者が乳業工場の施設等の新設等を行う場合に事業実施主体が当該新 設等に要する経費
- イ 乳業工場の施設等の新設等と併せて環境・衛生問題への対応等に配慮した高度 な乳業工場の施設等の整備(以下「環境・衛生等整備」という。)を行う事業及 び乳業者が乳業工場の施設等の新設等と併せて環境・衛生等整備を行う場合に事 業実施主体が当該新設等に要する経費
- ウ アの事業と一体的に行う乳業工場の廃棄及び乳業者(酪振法第2条第2項に規 定する乳業)が乳業工場を廃棄する場合に事業実施主体が当該廃棄に要する経費

(2) 集送乳合理化等推進整備

この事業は、生乳流通の合理化を推進するとともに、余剰生乳(生乳の需給変動により飲用牛乳として処理することが困難となった生乳であって、乳製品等の原料とされるものをいう。以下同じ。)の発生に伴う飲用牛乳市場の混乱を回避し、計画的かつ安定的な生乳の供給に資することを目的し、次に掲げる集送乳合理化施設等の整備に要する経費の一部を補助する事業とする。

ア 大型貯乳施設整備

集送乳の合理化を推進するため、既存の生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(以下「貯乳施設等」という。)を廃棄し、大規模な生乳の貯乳機能を有する施設又は設備(以下「大型貯乳施設等」という。)の整備に要する経費。

イ 需給調整拠点施設整備

生乳の広域流通に対応した需給の円滑な調整に資するため、余剰生乳処理機能を有する拠点施設又は設備(以下「需給調整拠点施設等」という。)の整備に要する経費。

第9 事業の実施における補助対象の要件等

要綱別表1のVIの1の補助要件の欄の3及び同表1のVIの2の補助要件の欄の1の(3)の生産局長が別に定める要件等については次のとおりとする。

1 乳業工場の廃棄に伴う従業員の合理化に関する取組(要綱別表1のVIの1の補助要 件の欄の3関係)

補助対象は、廃棄工場の正規の従業員(以下「正職員」という。)の離職等に係る 勧奨退職手当とする。ただし、次に掲げる勧奨退職手当については補助対象としない。

- (1) 当該廃棄工場の役員、嘱託職員及び臨時職員等の離職等に係るもの
- (2) 当該廃棄工場の正職員であって、再編実行計画の対象となっている乳業工場に離職等から1年以内に雇用されることが確実と見込まれる者の離職等に係るもの
- (3) 廃棄施設に、関連企業から出向している者の離職等に係るもの
- 2 効率的乳業施設整備(要綱別表1のVIの2の補助要件の欄の1の(3)関係)
 - (1) 乳業工場の施設整備

補助対象となる新工場は、牛乳乳製品の製造をより効果的に行うのに必要な別紙3に掲げる施設等とする。ただし、事業の用に供された所得税法施行令第6条各号又は法人税法施行令第13条各号に掲げる資産を取得してこれを乳業工場において牛乳乳製品の製造の用に供した場合における当該資産(以下「中古資産」という。)については、当該中古資産の取得からその法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年財務省令第15号。以下「財務省令」という。)第3条に基づき、5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

ア 効率的乳業施設整備を行う際の廃棄する乳業工場の条件

- (ア) 新工場の整備は、新設を行う場合にあっては3以上の、増設を行う場合にあっては2以上の既存の乳業工場の廃棄(新設及び増設のいずれにおいても、新工場の整備を行う乳業者以外の乳業者が所有するものの廃棄を含むものとする。以下同じ。)を併せて実施するものとする。この場合、併せて実施する乳業工場の廃棄に際しては、原則として、当該乳業工場の施設等の全てを廃棄するものとする。ただし、次のa又はbに掲げる場合は、新設を行うときは2以上の、増設を行うときは1以上の既存の乳業工場の廃棄の実施で足りるものとする。
 - a 県域を超えた広域的な再編により生乳処理量が地域の一定水準(当該再

編により新増設する工場の所在する地域ブロックの生乳処理量が日量2t以上の工場1工場当たりの平均生乳処理量(t/日))を超える新工場を整備する場合

- b 事業実施計画に都道府県内の過去3年間の学校給食用牛乳供給量に占める供給の割合がおおむね2割以上の乳業工場(以下「学乳2割工場」という。)が2又は学乳2割工場1と学乳3割工場1が含まれる場合
- (イ) (ア)により廃棄する乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては原則として日量2トン以上、乳製品製造施設にあってはおおむね日量20トン以上の規模のものに限る。ただし、大手乳業者が実施する場合は、飲用乳処理施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものを含むものとし、乳製品製造施設にあっては生乳処理能力がおおむね日量30トン以上の規模のものに限る。
- (ウ) 合併後法人が効率的乳業施設整備で乳業工場の施設等の新設等を行う場合 における乳業工場の廃棄は、当該合併前の乳業者が有していた乳業工場とす るものとする。

イ 新工場の条件

- (ア) 新工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては日量10トン以上、乳製品製造施設にあっては日量300トン以上とする。
- (イ)新工場の年間の生乳処理量は、新設の場合にあっては廃棄する複数の乳業工場等の年間生乳処理量(直近の過去3年の平均値。以下同じ。)の合計数量(以下「廃止工場合計数量」という。)を、増設の場合にあっては当該増設を行った既存の新工場の増設以前の年間生乳処理量と廃止工場合計数量との合計数量を超えないものとする。
- (ウ) 新工場に、その他飲料等の製造施設又は設備を併せて設置しようとする場合 (牛乳乳製品の製造施設又は設備を使用してその他飲料等を製造する場合を含む。)であって、当該新工場の施設又は設備の設置にあたり当該牛乳乳製品の製造に係る施設又は設備の設置経費が明確に区分出来ないときは、工事費の金額、製造数量等を勘案し、比例按分して本事業に係る補助対象経費を算出するものとする。また、厚生室、応接室等の牛乳乳製品の製造に関与しない施設等も補助対象外とする。
- (エ) 新工場の衛生管理手法は、HACCP方式(食品衛生法に定める総合衛生管理製造過程)の承認を受けるものとする。

ウ 乳業工場の生乳処理能力

ア及びイにおける乳業工場の生乳処理能力は、飲用乳処理施設にあっては飲用牛乳の充填機の能力(牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。)とし、乳製品製造施設にあっては、バター製造機及びスプレードライヤー(練乳・濃縮乳を併せて製造する場合を含む。)の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(それぞれの設備に対応して、バター及び脱脂粉乳の生乳換算係数(12.34、6.48)及びそれぞ

れに10時間又は20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量の合計とする。また、チーズの製造設備の場合は、同設備における過去3年の平均製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数(12.65)又は5年後の計画製造量(原料乳製品搬入量を控除したもの)にチーズの生乳換算係数を乗じて310日で除した数量とし、練乳の専用製造設備の場合は、その濃縮機の製造能力(時間当たりの乳製品製造量)に生乳換算係数(2.66)及び20時間(1日当たりの設備の稼働時間)を乗じて得られた数量とし、加算する。

エ 設備の移設

廃棄する乳業工場の設備のうち引き続き利用可能なものは新工場に移設することができる。この場合、当該設備の移設に係る経費を補助対象とすることができる。ただし、(1)の事業の廃棄の経費と重複して計上できないものとする。

(2) 乳業工場を廃棄する場合の廃棄工場の条件

ア 乳業工場の廃棄

補助対象となる乳業工場の施設等は、次に掲げる(ア)及び(イ)に該当する 乳業工場とする。

- (ア) 効率的乳業施設整備の実施と併せて廃棄する工場及び施設であること。
- (イ) 牛乳乳製品を現に製造している乳業工場の施設等又は原則として前年度において牛乳乳製品の製造実績を有する乳業工場の施設等であって、再編実行計画の廃棄の対象となっている乳業工場の施設等とする。ただし、当該乳業工場の施設等は次のa又bのいずれかに該当する場合に限るものとする
 - a 生乳処理能力がおおむね日量2トン以上の規模であり、かつ、原則として 過去3年間の年間平均生乳処理量が360トン以上であること。

ただし、1により乳業工場の増設を行う乳業工場に再編する場合に限り、 生乳処理能力が日量2トン以下の場合であっても、bに該当する場合はこの 限りではないものとする。

- b 学校給食用牛乳の供給事業者が所有している乳業工場であって、学校給食用牛乳の製造が原則として過去3年間の年間平均生乳処理量に占める学校給食用牛乳向け生乳処理量の割合がおおむね3割以上のもの(以下「学乳3割工場」という。)であること。
- (ウ) (イ) における乳業工場の生乳処理能力とは、飲用牛乳の充填機の能力(牛乳については1日6時間稼働として計算した場合の能力、加工乳、発酵乳等については、直近における1日当たりの生乳使用実績数量を能力とみなし、これらの合計により算出する。)及び乳製品の製造設備の能力((1)のウの規定により算出するものとする。)とする。
- (エ) 乳業工場において牛乳乳製品以外の飲料等(以下「その他飲料等」という。) を併せて製造している場合にあっては、当該飲料等に係る施設又は設備の廃棄に要する経費についても補助対象とすることができるものとする。
- (オ) 廃棄に係る乳業工場の施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象

経費から控除する。補助対象経費には乳業工場の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地に限る。)に係る経費についても含めることができるものとする。 イ 廃棄に係る乳業工場の設備の残余財産相当額の補填

- (ア)補助対象は、別紙4に掲げる乳業工場の設備(取得年月が明らかであって、その取得価額(所得税法施行令(昭和40年政令第96号。以下同じ。)第126条及び第127条又は法人税法施行令(昭和40年政令第97条。以下同じ。)第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。)が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該設備について同表の耐用年数の欄に掲げる耐用年数(以下「耐用年数」という。)に応じて旧定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。)又は定率法(所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該設備の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。耐用年数を超えている設備は対象としない。
- (イ)個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該乳業工場において(ア)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(ア)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - a (ア)の設備又は(イ)の設備(以下「対象設備」という。)を取得した 営業年度(当該廃棄に係る乳業工場(以下「廃棄工場」という。)の営業年 度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象設備の減価償却額 は、当該対象設備を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを 取得したものとみなして算出するものとする。
 - b 当該廃棄工場が、営業年度の途中において牛乳乳製品の製造を休止する場合、当該事業実施年度における対象設備の減価償却額は、次式により算出するものとする。

 $\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$

α:減価償却額

β:当該廃棄工場の当該営業年度末における減価償却見込額

γ: 当該廃棄工場の当該営業年度の期首から牛乳乳製品の製造休止月まで の間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

- c 廃棄工場が、当該事業実施年度の前年度において既に牛乳乳製品の製造を 休止している場合、対象設備の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年 度の3月31日現在において評価するものとする。
- d 廃棄工場において、対象設備と当該対象設備についての資本的支出(所得

税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。 以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台 帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあって は、本体である当該対象設備が耐用年数を超えている場合、当該資本的支出 に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

- e 対象設備について資本的支出がなされ、当該対象設備が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)、(ウ)の a から c まで及び(エ)の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (エ)対象設備を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、再編実行計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに設備を売却した場合であって、当該設備に係る対価が(ア)から(ウ)までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。
- (3) 廃止工場対策と効率的乳業施設整備の関係

乳業工場の廃棄については、必ずしも施設整備と併せて実施するものとし、当該 廃棄を新設等により整備した工場(以下「新工場」という。)の稼働後に実施する 場合にあっては、原則として新工場の稼働後、6か月以内に着手するものとする。

(4)費用対効果分析の実施

施設を整備するにあたり、投資が過剰とならないよう、整備する施設等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効果等を十分検討するものとする。

- 3 集送乳合理化等推進整備(要綱別表1のVIの2の補助要件の欄の1の(3)関係)
- (1) 大型貯乳施設整備
 - ア 貯乳施設等の廃棄
 - (ア)補助対象となる貯乳施設等は、現に貯乳施設等として稼働しているもの又は前年度において貯乳施設等として稼働していた貯乳施設等とする。この場合、廃棄する貯乳施設等については、原則として当該貯乳施設等の全てを廃棄するものとする。
 - (イ) 廃棄する貯乳施設等において、引き続き利用可能な施設又は設備がある場合は、整備する大型貯乳施設等に移設することができる。この場合、当該貯 乳施設等の移設に係る経費も補助対象とすることができる。
 - (ウ) 廃棄に係る貯乳施設等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施主体がその管轄する地域の貯乳施設等の再編計画(以下「貯乳施設等再編計画」という。)を決定した日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象経費から控除する。補助対象経費には、貯乳施設等の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地に限る。)に係る経費を含めることができるものとする。
 - イ 廃棄に係る貯乳施設等の残余財産相当額の補填

1の(2)のイの(ア)から(エ)の規定を準用する。この場合、「乳業工場」は「貯乳施設等」と、「設備」は「施設又は設備」と、「定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)」は「、施設にあっては定額法(所得税法施行令第120条第1項第1号イの(1)及び同施行令同条同項同号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第1号イの(1)及び同施行令同条同項同号ロに規定する定額法をいう。)により、設備にあっては定率法(所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)」と、「(ア)の前段の設備又は(イ)の設備」は「(ア)の前段の施設又は設備者しくは(イ)の施設又は設備」と、「対象設備」は「対象施設又は設備」と、「廃棄工場」は「廃棄施設」と、「牛乳乳製品の製造」は「生乳の貯乳」と、「再編実行計画」は「貯乳施設等再編計画」と読み替えるものとする。

ウ 大型貯乳施設等の整備

(ア)補助対象となる大型貯乳施設等は、集送乳の合理化の推進に必要な別紙3に掲げる施設等とする。ただし、中古資産については、財務省令第3条に基づき、5年以上の耐用年数の設定が可能なものに限り、補助対象とすることができるものとする。

なお、厚生室、応接室等の生乳の貯乳及び集送乳に関与しない施設等は補助対象外とする。

- (イ)整備する大型貯乳施設等は、新設を行う場合にあっては2以上の、増設を 行う場合には1以上の既存の貯乳施設等の廃棄を併せて実施するものとする。
- (ウ)整備する大型貯乳施設等の生乳の貯乳能力が、概ね日量100トン以上の施設等であること。
- (エ) 生乳の広域流通に対応した合理的な集送乳が可能となる場所に設置されるものであること。
- (オ)整備する大型貯乳施設等を既存の乳業工場の敷地内に設置する場合は、当 該乳業工場の施設等と明確に区別されていること。
- エ 整備する大型貯乳施設等と廃棄する貯乳施設等の関係 大型貯乳施設等を整備する場合、必ずしも既存の貯乳施設等の廃棄を同じ年度 に併せて実施する必要はないものとする。ただし、当該廃棄を整備した大型貯乳 施設等の稼働後に実施する場合、当該稼働後6か月以内に着手するものとする。

(2) 需給調整拠点施設整備

- ア 補助対象となる需給調整拠点施設等は、別紙3に掲げる施設等とする。 なお、厚生室、応接室等の乳製品の製造に関与しない施設等は補助対象外とす る。
- イ 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、地域ブロック単位による一定数量の集約した余剰生乳の処理が必要であることにかんがみ、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。

ウ 補助対象施設又は設備が、原則として特定乳製品(畜産物の価格安定に関する 法律(昭和36年法律第183号)第2条第2項に規定する指定乳製品及び加工原料 乳生産者補給金等暫定措置法施行令(昭和40年政令第338号)第1条に規定する 乳製品をいう。)の製造施設又は設備であること。

なお、付加価値の高い製品の販売促進の観点から、アイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設又は設備も補助対象とすることができる。また、短期的な生乳の需給緩和に対応する観点から、品質保持期限が長いロングライフ牛乳の製造施設又は設備も補助対象とすることができる。

ロングライフ牛乳を除く飲用乳処理施設又は設備(以下「飲用乳処理施設等」という。)については、原則として補助対象としないが、既存の老朽化した飲用乳処理施設等の効率化、人員及び施設の稼働率の向上を図る等の観点から、既存の飲用乳処理施設等を廃棄し、特定乳製品等の製造施設又は設備を新設し、これと併せて飲用乳処理施設等を新設する場合にあっては、当該飲用乳処理施設等も補助対象とすることができる。

第10 施設等の管理運営

事業実施主体又は間接補助事業者は、管理運営規程を定めることにより、本事業によって整備された施設等を事業実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第11 事業の推進指導等

事業実施主体又は間接補助事業者は、農林水産省の指導の下、都道府県及び関係団体との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第12 補助

- 1 国は、予算の範囲内において、別紙1から3に定めるところにより、事業実施主体に対して事業の実施に必要な経費を補助するものとする。
- 2 間接補助事業に係る補助率については、間接補助事業を行う者が大手乳業者から出 資を受けた場合については、受けた出資の割合等に応じ次のとおりとする

ただし、合併後法人が行う乳業工場の廃棄については、当該合併前の所有者の別に 応じ廃棄しようとする施設ごとに適用する。

- (1)大手乳業者及び大手乳業者から資本の額又は出資の総額の100分の50を超える 出資を受けた第2の2の(1)のイの法人にあっては、5分の1以内
- (2) 大手乳業者から資本の額若しくは出資の総額の100分の50以下の出資を受けた第 2の2の(1)のイの法人又は大手乳業者から出資を受けた第2の2の(1)の イの団体にあっては、4分の1以内
- (3) その他の場合にあっては、3分の1以内
- 3 間接補助事業において大手乳業者が行う乳業工場の廃止のうち、廃業に伴う従業員の合理化に要する経費については補助の対象としない。ただし、合併後法人が合併前に大手乳業者以外の乳業者の従業員であった者の合理化を行うために要する経費については、この限りではない。

第13 運営状況等の報告

事業実施主体は、補助対象施設等の完成後5年間は、毎年度、翌年度の4月30日までに当該施設等の運営状況及び財産(この事業により取得し、又は効用の増加した財産をいう。以下同じ。)の管理状況を別記様式第9号により作成の上、地方農政局長に提出するものとする。

別紙 1 乳業再編地区推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

1 乳業工場の再編統合の推進

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために 直接必要な試験・調査備 品の経費 ただし、リース・レン タルを行うことが困難な 場合に限る。	・ 大きな で なもる ・ で なもな で なん で なん で なん で かん で なん で なん で なん で な
事業費	会場借料	事業を実施するために 直接必要な会議等を開催 する場合の会場費として 支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために 直接必要な郵便代、運送 代の経費	
	借上費	事業を実施するために 直接必要な実験機器、事 務機器、ほ場等の借り上 げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために 直接必要な資料等の印刷 費の経費	

1		<u> </u>	L
	資料購入費	事業を実施するために 直接必要な図書、参考文 献の経費	
	原材料費	事業を実施するために 直接必要な試作品の開発 や試験等に必要な原材料 の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために 直接必要な以下の経費 ・短期間(補助事業の使 ・短期間内)又は費力を 期間はよって消費を のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために 直接必要な会議の出席ま たは技術指導等を行うた めの旅費として、依頼し た専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために 直接必要な事業実施主体 が行う資料収集、各種調 査、打合せ、成果発表等 の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために 直接必要な資料整理、補 助、専門的知識の提供、 資料の収集等について協 力を得た人に対する謝礼 に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠と なる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及 び事業実施主体に従事す る者に対する謝金は認め ない。

委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分(例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取り応募とめ等)を他の者(応考・団体が民間企業の場合、自社を含む。)に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっる・を話を行うに委託する・を行うに委託すりに委託する・を記される。といるをはいるのののののののののののののののののののののののののののののののののの
役務費		事業を実施するために 直接必要かつ、それだけ では本事業の成果とは成 り立たない分析、試験、 加工等を専ら行う経費	
雑役務費	飲食費	事業を実施するために 直接必要な会議を開催す る際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コー ヒー等簡素なものに限 り、弁当は認めない。
	手数料	事業を実施するために 直接必要な謝金等の振り 込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために 直接必要な委託の契約書 に貼付する印紙の経費	

2 乳業工場の再編統合による人員合理化

費目	内容	補助率
乳業工場の廃業に伴う 従業員の合理化	効率的乳業施設整備整 備の実施により、廃業する 工場の従業員の離職を円滑 に図るために必要な経費	・補助率は3分の1以内。 ただし、県域を超えた再編 又は4工場以上の廃棄を伴 う再編を行う場合にあって は、2百万円を支出額の上 限とし、それ以外にあって は、従業員1人当たり1百 万円とする。

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 支払が翌年度となる場合
- 3 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入 及びリース・レンタルの場合

別紙 2 整備事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 効率的乳業施設整備		
(1) 効率的乳業施設整 備	1 事業実施主体が乳業工場の施設等を新設等するのに要する経費 2 事業実施主体が1の乳業工場の施設等の整備と併せて行う環境・衛生等整備を行うのに要する経費	3分の1以内 (要領第12の2に定める場 合は、この限りでない。) ただし、新設等する場合 には、1,800百万円を上限 とする。
(2)廃止工場対策	(1)に伴い乳業工場を廃棄する場合に限り、次に掲げる事項に要する経費を補助するために必要な経費	1乳業工場に対する1から2までの補助金額の合計額は、60百万円を上限とする。 ただし、県域を超えた再編又は4工場以上の廃棄を伴う再編における本事業の実施にあっては、補助金額の合計額は、70百万円を上限とする。
	1 乳業工場の廃棄	3分の1以内 (要領第12の2に定める場 合は、この限りでない。
	2 乳業工場の設備のうち、未償 却のものの廃棄に係る当該設備 残余財産相当額の補填	3分の1以内 (要領第12の2に定める場 合は、この限りでない。)

2 集送乳合理化等推進整備		
(1)大型貯乳施設整備事業	集送乳の合理化を推進するため、次に掲げる事項に要する経費	
	1 貯乳施設等の廃棄	3分の1以内
	2 貯乳施設等のうち、未償却の ものの廃棄に係る残余財産相当 額の補填	3分の1以内
	3 大型貯乳施設等の整備	3分の1以内 ただし、貯乳施設の再編 計画において、県域を超え る集乳計画に基づく整備に あっては、貯乳設備のみ2 分の1以内
(2) 需給調整拠点施設 整備事業	生乳の広域流通に対応した需給 の円滑な調整に資するため、需給 調整拠点施設等を整備するのに要 する経費	3分の1以内

別紙3

効率的乳業施設整備及び集送乳合理化推進整備の補助対象となる施設等については次のとおりとする。

機械器具設備	受乳、計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、 給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係 る設備及びその他必要な設備
	る 成
上屋	機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟(室)(機械設備を集中的に管理運営するための建築物)及びその他必要な建築物
その他	機械器具設備及び上屋に係る設計費及び諸経費

別紙 4 廃棄に係る乳業工場等の設備の残余財産相当額の補てんの補助対象となる施設等に ついては次のとおりとする。

	───────────────────── 賞却のものの廃棄に係る残余財産の補てんの対象 3施設及び設備	耐用年数
乳業 工場	受乳設備、計量設備、保管・貯蔵設備、製造設備、搬送設備、洗浄設備、電気・動力設備、配管設備、給水設備、排水・汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備	10年
	試験機器類	5 年
流通施設	冷凍・冷蔵設備、計量設備、保管・貯蔵設備、搬送設備、電気・動力設備、給水設備、排水・ 汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換気・空 調設備、衛生設備、防災設備、自動開閉設備、 放送設備、可動間仕切り、焼却炉	10年
	通信機器、事務機器、看板・公告器具	5 年
営業施設	冷凍・冷蔵設備、電気・動力設備、給水設備、 排水・汚水処理設備、ガス設備、昇降機設備、換 気・空調設備、防災設備、衛生設備、自動開 閉設備、放送設備、可動間仕切り、焼却 炉、金庫	10年
	家具・応接設備、厨房設備、通信機器、事務機 器、看板・公告器具	5 年
貯乳 施設	建築物 (機械器具設備を覆うために必要なもの)、制御棟 (機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物) 要な建築物 受乳設備、計量設備、貯乳設備、搬送設備、冷却設	鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造り 38年れんが、石又はブロッ造り 31年金属造り 骨格材の肉厚が4mm超 31年 骨格材の肉厚が3mm超4mm以下 24年 骨格材の肉厚が3mm以下 17年 木造 15年 木貴 15年 木骨モルタル造り 14年
	備、洗浄設備、電気・動力設備、給水設備、排水・ 汚水処理設備、ボイラー設備、換気・空調設備	107
	試験機器類	5年